

単品スライド条項の運用について（ポイント）

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」（H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等）
「燃料油」（軽油、ガソリン、混合油、重油）に分類される各材料

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事

対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負額の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続き

請負業者からの請求を発注者が確認する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3 スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 変更前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

〔燃料油〕 変更前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、購入された月の実勢価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

5 スライド額（S）の計算

【鋼材類】{搬入月の実勢価格－設計時点での単価} × 対象数量
+）【燃料油】{購入月の実勢価格－設計時点での単価} × 対象数量
－) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額（S）

※ 上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6 その他

- ① 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。
- ② 本運用の適用は、平成20年7月24日から施行する。
- ③ 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、8月31日まで可能である。